

「電子入札システム執行案件」における「紙入札」の取扱いについて

宮崎市契約課

平成29年1月4日以降に、契約課で執行する入札案件（上下水道局分を含む）のうち、「電子入札システム執行案件」における「紙入札」については、「宮崎市電子入札参加心得」に定めるほか、次のとおり取り扱います。

特に、「紙入札書の提出期間」がこれまでと大きく異なりますので確認をお願いします。

また、「電子入札システム執行案件」に紙入札で参加する場合には、原則として「紙入札（見積合わせ）方式参加承諾願」の提出が必要となります。

1. 紙入札執行案件（単価契約等、電子入札システムで執行しない案件）

⇒【変更なし】

「紙入札執行案件（指名通知時に記載）」については、これまでどおり「紙入札書」の提出日時は『入札時』となります。

※ 具体的な入札日時については、指名通知時に指示しますので、確認してください。

2. 電子入札システム執行案件

（1）「紙入札（見積合わせ方式参加承諾願）」の提出

① 「紙入札を認めている業種（※）」の場合

電子入札システム執行案件のうち、年間入札件数の少ない業種（※）については、当分の間、紙入札を認めています。

これらの業種については、「紙入札（見積合わせ）方式参加承諾願」の提出は不要です。

※「紙入札を認めている業種」

大工、左官、とび・土工・コンクリート工事、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、内装仕上、熱絶縁、電気通信、建具、消防施設、清掃施設、畳、襖、プレハブ、その他コンサル

② ①以外の業種

電子入札システム執行案件のうち、「①以外の業種」において、紙入札で参加する場合には「紙入札（見積合わせ）方式参加承諾願」を提出し、承認を受ける必要があります。承認を受けなければ入札に参加できませんのでご注意ください。

なお、紙入札での参加を認めるのは、次の場合になります。

＜電子入札執行案件において紙入札での参加を認める場合＞

「入札締切日時前であって、全体の入札手続に影響がないと認められる場合」であって、次のいずれかに該当する場合。

- (1) コンピュータ若しくはインターネットの不具合又は I C カードの破損等により電子入札の続行が困難である場合
- (2) 市長が紙による提出を指示した場合
- (3) その他やむを得ない事由があると認められる場合
 - ① I C カードが破損、閉塞又は盗難等により使用できなくなり、I C カードの再発行を入札書提出時点において申請している場合
 - ② 会社名、住所、代表者等の変更又は I C カードの有効期限切れにより、I C カードの再取得を入札書提出時点において申請している場合
 - ③ 契約の目的を達成することをできるのが特定の 1 者に限られ、その者と随意契約を行う場合

※ 年間入札件数の少ない業種においては、当分の間、紙入札を認めておりますが、可能な限り電子入札システムの利用者登録を進めていただきますようお願いいたします。

(2) 紙入札書の提出期間

これまで「紙入札書」の提出は『開札時』とする取扱いにしておりましたが、平成 29 年 1 月 4 日以降に「指名通知」又は「公告」を行う案件については、「紙入札書」の受付日時を次のとおり変更します。

＜紙入札書の提出期間＞

【現行】 開札時に提出

【変更後】 開札日当日の午前 8 時 30 分から、
電子入札の入札書受付締切日時まで

※ 例えば、電子入札の入札書受付締切日時が午前 11 時の場合には、提出期間は『開札日当日の午前 8 時 30 分から午前 11 時まで』になります。

※ 「紙入札（見積合わせ方式参加承諾願）」の提出及び承認手続きが完了していない場合は、入札に参加できません。

※ 具体的な入札書の提出期間については、「指名競争入札通知書」又は「公告」で指示しますので、確認してください。

(3) 紙入札書の提出方法

紙入札書は、「指名競争入札通知書」又は「公告」に記載されている入札書受付締切日時までに、契約課（本庁舎 5 階）に直接持参のうえ提出してください。

ただし、入札に参加するためには、原則として、「紙入札（見積合わせ）方式参加承諾願」による承諾が必要となりますので、時間に余裕を持ってお越してください。

※ 代表者以外の方が提出（入札）される場合には「委任状」が必要となります。

（４）紙入札参加業者の入札時の立会い

紙入札参加業者については、原則として、「指名競争入札通知書」又は「公告」に記載する入札日時に立会いをお願いします。なお、電子入札参加業者についても立会いは可能です。いずれの場合も、入札時間の５分前までには入札場所へお越しください。

（５）紙入札書の提出用封筒

- ① 提出用封筒に、「紙入札書」「工事費内訳書（必要に応じて）」を同封のうえ、提出してください。「委任状」は同封せずに提出してください。
- ② 提出用封筒には、封筒の表面に「件名」「開札日」「開札時間」及び「住所」「商号又は名称」を明記してください。なお、代表者以外の方が提出（入札）する場合には、封筒の表面に「委任状あり」と記載してください。
- ③ 入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印してください。

※「紙入札書の提出用封筒の記載方法」を参照のこと。

（６）紙入札書の記載方法

- ① 紙入札書は、原則として宮崎市と入札契約権限のある方（代表者又は受任された者）の名義で記載・押印してください。ただし、代理人による入札参加の場合は、委任状を提出してください。
- ② 紙入札書に記載する日付は、紙入札書を提出する日付を記載してください。
- ③ 紙入札書に記載する宛名にご注意ください。
（発注者により、「宮崎市長」若しくは「宮崎市上下水道事業管理者」。）
- ④ 入札書の「入札代理人氏名・印」欄は、委任状と整合させてください。
（「入札代理人氏名の記載があるのに委任状の提出がない場合」や「委任状が提出されているのに入札代理人氏名の記載がない場合」等は、無効とします。）

（７）工事費内訳書

- ① 必要に応じて、工事費内訳書を同封してください。
- ② 工事費内訳書の添付は、建設工事のみとなります。
- ③ 工事費内訳書の確認は、開札時に行います。
- ④ 「工事費内訳書が同封されていない場合」若しくは「記載内容等に不備がある場合」等は、当該案件に係る紙入札書は無効とします。

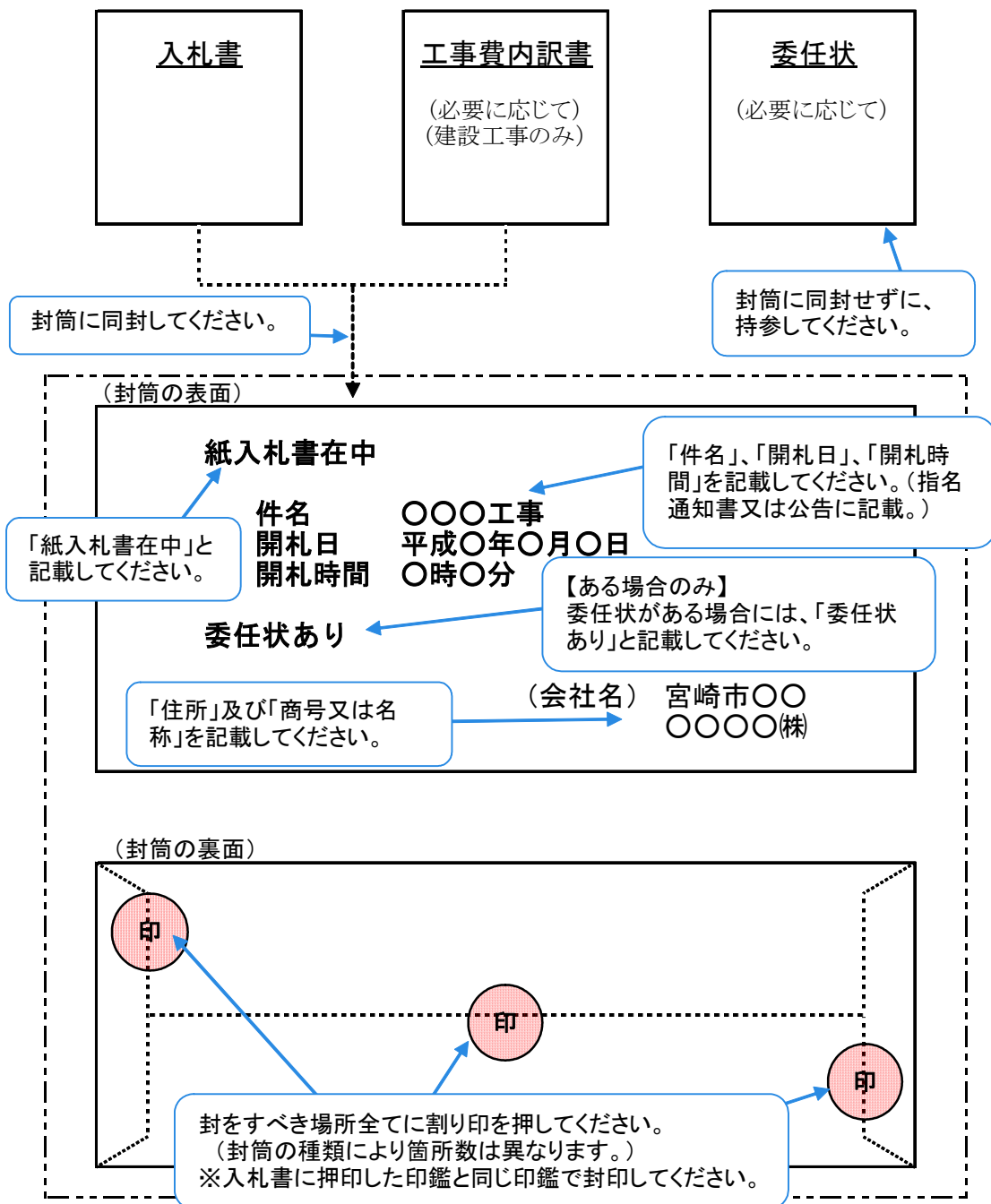
（８）委任状

- ① 必要に応じて、委任状を提出してください。
代表者以外の方が提出（入札）される場合には「委任状」が必要となります。
- ② 委任状に記載する日付は、紙入札書を提出する日付を記載してください。
- ③ 委任状の確認は、紙入札書の提出（入札）時に行います。
- ④ 「記載内容等に不備がある場合」等は、当該案件に係る紙入札書は無効とします。

（９）紙入札書の提出先

宮崎市橘通西一丁目１番１号 本庁舎５階 契約課【期間厳守】

紙入札書の提出用封筒の記載方法 ＜電子入札システム執行案件＞



消費税率の改正に伴う入札、契約の取扱いについて

令和元年10月1日から消費税率が改定されることに伴い、本案件は消費税率10%が適用されます。

つきましては、入札書を提出する際、入札書内の以下の部分の記載内容に十分にご注意ください。誤りがある場合は、無効とします。

「上記の金額に100分の10を加算した金額で請け負いたいの
で、宮崎市財務規則、関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承
知して入札します。」

あわせて、請負金額は、入札書に記載した金額に100分の110を乗じて得た金額となりますので、ご注意ください。

なお、入札情報サービスに記載している予定価格（税込）は、消費税率10%を適用したものが表示されています。

宮崎市 契約課 工事契約係

【ご注意ください】

平成28年4月から 質疑の回答方法が変わります

本市が発注する建設工事等（建築設計、建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタントを含む）の指名競争入札において、平成28年4月から全業種の指名業者名を事後公表することとしています。

これまで、入札に関する質疑があった場合は、直接、設計担当課から指名業者様にメール等で回答しておりましたが、指名業者名の事後公表に伴い、回答方法を以下のとおりに変更しますのでお知らせいたします。

【回答書は入札情報サービスで公表します】

電話やメール、FAX等での個別連絡は行いません。

【応札前に入札情報サービスをご確認ください】

質疑の回答がある場合、入札日の二日前までに入札情報サービスに掲載します。応札前に質疑・回答がないか必ずご確認ください。

【質疑書の提出先】

入札公告に掲載している質疑書の様式により、これまでどおり設計担当課に提出してください。提出期限は仕様書等をご確認ください。